



成城大学

治療的司法研究センター



学生サポーター

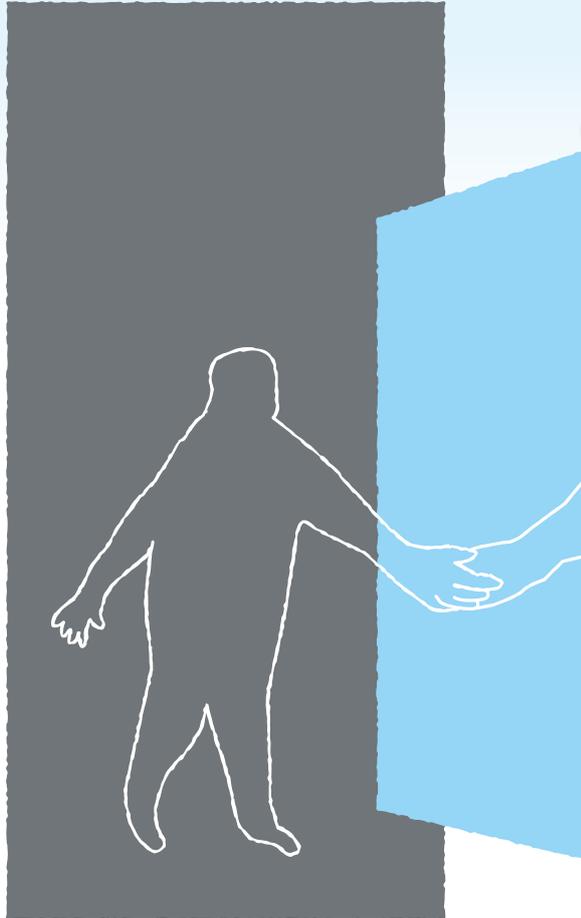


illustration by Yuki SUZUKI, design by Mayu

【センター趣旨】

2017年春に、罪を犯した人に対する刑罰中心型の刑事司法から医療や福祉などの支援を基盤とした更生志向型の刑事司法への転換を促す「治療的司法」という考え方を研究するために日本で初めて創設された専門研究機関です。治療的司法とはtherapeutic justice(TJ)の訳語です。therapeuticとはセラピーにも通じる意味ですが、支えや支援を必要としている人に対するケア的な意味合いです。「治療」と聞くと医学的なイメージですがそうではなく、広い意味でサポート的な概念です。この考え方は1980年代に米国で生まれ、今ではその理論はもちろん、具体的に薬物専門法廷などの問題解決型の裁判所を支える理念として世界中で広がっています。この治療的司法(TJ)が実践の意味を持つ一方、TJを支える理論が「治療法学(therapeutic jurisprudence)」と呼ばれています。センターでは、この理論に基づく専門的な調査研究をおこない、TJ精神の日本社会への普及啓蒙に努めています。

【ごあいさつ】

センター長 指宿 信

Makoto Ibusuki



センターの立ち上げ以来、センター長を務めています。専門は刑事訴訟法学です。日本の刑罰制度の実情を長年見ていて、何度も受刑する人たちが多くことに気づき、この問題をなんとか解決する方法はないかと考えて治療的司法にたどり着きました。センターにはこの理念に共鳴する研究者が集まっています。本学教員の研究員、PD研究員、多数の客員研究員(学外の研究者や弁護士など)などです。TJの調査研究は心理学(家族心理、臨床心理)、社会学(家族社会)、法学(刑事法、少年法、刑事政策など)、精神医学領域など多岐に渡っており、様々な分野の専門家が集結しています。多様な学協会でTJに関する議論の場を活発に提供しています。2022年度からはさらに学外の研究者との連携協力を強めるため、国内の研究教育機関などから招聘研究員制度(国内研究員)を開始しています。一緒に調査研究を進めたい研究者を募集していますので、ぜひご応募ください。

センター研究員の活動



南 保輔 (成城大学文芸学部教授)

Yasusuke Minami

2011年からダルクについて、社会学の立場からフィールド調査とインタビュー法を活用して調査研究をしています。

ダルク(DARC, Drug Addiction Rehabilitation Center)は、薬物依存からの回復者のリハビリテーション施設を運営する団体です。1985年に最初のダルクが開設されました。現在全国に約60団体があります。薬物依存からの回復は可能なことですが、生涯づくものです。ダルクでは、2年間の入寮生活でその基盤づくりをしています。薬物依存者の自助組織としてNA(Narcotics Anonymous, エヌエー)があります。ダルクでは、スタッフもNAメンバーで薬物依存からの回復者です。ダルクの利用者もNAメンバーとなり回復に取り組んでいきます。その中心的な活動のひとつは、「言いつばなし聞きつばなし」ミーティングです。

2023年度からは就労支援に焦点を当てた調査に取り組んでいます。日本各地のダルクを訪問してスタッフの方にインタビューを行ったりフィールド調査をしたりしています。薬物依存と回復にはさまざまなかたちがあり、その地域ごとの特性もあるようです。

【著書紹介】



南保輔ほか(編)
「ダルクの日々—
薬物依存者たちの
生活と人生(ライフ)」
知玄舎(2014)



南保輔ほか(編)
「当事者が支援する—
薬物依存からの回復
ダルクの日々パート2」
春風社(2018)



あるダルクのミーティングルームです。ミーティングで読み合わせするパンフレットが置かれています。NAの12ステップなどが書かれています。

センターの活動

- 長野刑事施設3施設(長野刑務所、松本少年刑務所、有明高原寮)参観



松本少年刑務所



有明高原寮

- センター設立5周年記念シンポジウム
「新しい拘禁刑は何をもたらすか?」



- センター外部評価・活動報告



外部評価報告・活動報告(2024年6月)
PDFがご覧いただけます。



「治療的司法」のこれから

この10年で弁護実践は大きく進歩しました。多くの弁護士が、担当する刑事事件で被疑者・被告人が起こした事件の背景を分析したり社会復帰のための道筋を考えて弁護側立証を行うようになり、そのため社会福祉士、精神保健福祉士、医師やピア・スタッフなど多職種と連携することは珍しくなくなりました。他方で、「今の日本の司法制度」の枠内で「治療的司法」を実践することの制度的・構造的な限界も明らかとなりつつあると感じます。例えば、罪を犯す人の心理状態は複雑で、心理学的な知見がなければ説明が難しいことが少なくありません。しかしながら、今の日本では心理学的な知見が十分法廷に生かされているとは言えません。私自身も、本来は心理士が証言すべき知見を、やむを得ず精神科医師が証言せざるを得ない場面を何度か経験しました。今の日本の法廷でのやり取りが、心理学、精神医学、その他の学術的知見に耐えうるものであるのか、という問題意識を持たざるを得ません。私は「日本の司法」の構造的問題を取り上げなければいけない時期に来ていると感じ、自ら心理学を学ぶために大学院に進学して勉強しています。「日本の司法」が問題解決の場として正しく機能するために何が必要で、何を变えるべきなのかを共に考えましょう。



●客員研究員のプロフィール

菅原 直美 (弁護士資格保有者)

Naomi Sugawara

1978年北海道生まれ。2010年弁護士登録。弁護士としては主に国選事件の情状刑事弁護に注力し、事件の背景にある問題(アルコールやギャンブル依存、人間関係依存など)に配慮し、依頼者に必要な支援やケアを提供することで根本的な紛争解決を目指し日々実践を行ってきた。現在は臨床心理に学びを広げ、日本における治療的司法の発展可能性を研究している。

依存の問題について刑事司法に何ができるのか

「薬物問題」を考えるにあたって

「薬物問題」という言葉から何をイメージされたでしょうか。著名人の逮捕や大事なものを失う危険なものというものなど様々あるでしょう。しかし、その多くは薬のせいではなく刑事司法に巻き込まれることによって起きています。つまり薬物によって社会生活の一部を失うのではなく刑事司法が関連することで失うものが多いのです。こういった刑事罰が前提に行われる薬物使用や依存症対策には大きな偏見とともに弊害が伴います。この点が、国連をはじめ「人権侵害」にあたりと指摘されるようになってきました。

人の偏見によって立法化や厳罰化がなされるものは数多いですが、こと犯罪に関するものは思い込みによるものが多いです。また、薬物については、必ずしも依存性が高く使用者自身にも周りの人に対しても危険度が高いものほど違法になっているわけではないという複雑なものとなっており、ダメだからダメというエビデンスに依らない刑事政策になりがちです。ヨーロッパを中心に進められるホーム・リダクションはエビデンスを基にして問題使用が減少することに注目し政策を進めています。また、依然として刑事司法で取り扱う国もいかに偏見が生じずに依存症回復につなぐかに注目して取り組んでいます。世界はすでに本人の意思の問題や刑事罰で威嚇する薬物対策から前に進んでいるのです。



2023年11月に行われた大麻取締法改正審議に伴い国会に専門家の参考人として招致されました。



●客員研究員のプロフィール

丸山 泰弘 (立正大学法学部教授)

Yasuhiro Maruyama

1980年京都府生まれ。博士(法学)。龍谷大学矯正・保護総合センター博士研究員などを経て現職。2017年にロンドン大学、2018年-20年にカリフォルニア大学バークレー校客員研究員。主著に「刑事司法における薬物依存治療プログラムの意義」(日本評論社、2015年[守屋研究奨励賞:2016年])、共著に「行為依存と刑事弁護」(日本加除出版、2021年)など。

センター・スタッフの紹介

(前述以外 2024年7月現在)

センター 顧問: 岩井宜子 (専修大学名誉教授)

特別客員研究員: 後藤弘子 (千葉大学理事・副学長)、山本輝之 (成城大学名誉教授)

P D 研究員: 渡邊友美

客員研究員: 安部祥太 (関西学院大学准教授)、金澤由佳 (慶應義塾大学医学部特任助教)

鴨志田裕美 (弁護士)、キャロル・ローソン (東京大学准教授)

島亜紀 (朝日大学准教授)、東本愛香 (千葉大学特任講師)

富樫景子 (駒澤大学講師)、林大悟 (弁護士)

堀江まゆみ (白梅学園大学教授)、山田恵太 (弁護士)

【治療的司法 (TJ) ジャーナル】

2018年3月に創刊したセンター編集発行のオンラインジャーナルです。現在7号まで発行済みです。論説、研究ノート、判例研究、翻訳、講演録、書評、資料については原稿を公募しています。執筆要綱を参照の上、是非投稿ください。お待ちしております。



TJジャーナルURL



【研究員制度】

成城大学の教員(研究員)のほか、客員研究員、PD研究員が所属しています。新たに招聘研究員(国内の教育研究機関にポストを持ちつつ一定期間、当センターで研究に専念する)や学振特別研究員のポストを2022年4月新設しました。治療的司法に関心を持つ研究者の参加をお待ちしています。詳細はセンターホームページで公表しています。



TJセンター組織

治療的司法研究センター

検索

【TJ 文庫】

学生サポーターの学習を促し、センター関係者の研究を推進させる目的で矯正保護や依存症など専門書から漫画に至るまでセンター長が収集した書籍を貸し出しています。



You Tube センター You Tube チャンネルのご紹介

当センターではTJに関する情報発信のためYouTube公式チャンネルを立ち上げました。現在は、「なおみんと学ぶ!TJ入門」「丸ちゃんの犯罪学入門(仮)」「DAIGO先生と学ぶクレプトマニア入門」の全3シリーズを配信中です。

